■二次保健医療圏別における施策の具体的展開（医師確保）

別　紙

施策の具体的展開	千	南	北	印	香	山	安	君	市
（１）医師数の維持／増加	維持	増加	増加	増加	増加	増加	維持	増加	増加
ア　県内関係者と連携した取組の推進									
地域医療支援センターの強化を図り、医師のキャリア形成支援と一体的に医師確保を支援する事業（地域医療支援センター事業等）を実施。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉県医療審議会医療対策部会や、臨床研修病院等で構成する「医師臨床研修制度等連絡協議会」において、医師の効果的な確保等の対策を検討。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
効果的な医師確保対策を講じるよう、国へ働きかけ。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ　地域医療に従事する医師の養成・確保									
県内に医学部を設置する大学は、地域医療に関する教育の充実や県内医療機関への医師の就労促進等、地域医療への支援を行うよう努める。	○			○					
自治医科大学に学生を送り、地域医療に従事する医師の養成・確保を図る。 令和５年度在学生　１５名 令和６年度入学定員（千葉県分）　○名					○	○	○	○	
県内外の関係大学と連携して医学部入学定員数を臨時的に増員。関係大学は、一般入試とは別に、地域医療に意欲のある学生を対象とした入学者選抜を行い、卒業後、県内の地域医療への従事が促進されるよう取り組む。県は、修学資金の貸付けを行い、千葉県で従事する医師の増加を図る。 県内大学医学部における恒久的な入学定員　２４０名 臨時的な入学定員（千葉県地域枠分・県外大学分を含む）３４名（令和６年度）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
修学資金受給者に対して、医師の確保を特に図るべき区域等での一定期間の勤務の義務付け等により、積極的に医師少数区域等における医師数の増加を図る。特に周産期や救急医療分野（産科、新生児科、救急科）を目指す修学資金受給者に対しては、キャリア形成の配慮を行う等して、その確保を図る。派遣対象となる医療機関については、キャリア形成プログラムにおいて特定し、当該医療機関は研修環境や就労環境を整えるなど、魅力的な就業先となるよう努める。		○	○	○	○	○	○	○	○
修学資金受給者が、地域医療への従事と自らの希望するキャリア形成を両立できるよう支援。派遣先となる医療機関は、大学（医学部・附属病院）やキャリア形成支援を行う専門研修基幹施設等と充分連携し、キャリア形成支援を行う専門研修基幹施設等は、修学資金受給者の地域医療への従事とキャリア形成の両立を継続的に支援。特に、周産期や救急医療分野（産科、新生児科、救急科）を目指す修学資金受給者に対しては、キャリア形成についての配慮を行う等して、その確保を図る。これらの取組をより効果的に行うため、修学資金受給者や医療機関からの相談に丁寧に対応する「医師キャリアコーディネータ」を県に配置。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自治医科大学生や修学資金受給者を対象に、「キャリア形成卒前支援プラン」として、在学中から県内の地域医療の実情を学習する機会などを設け、地域医療に従事する医師としての責任と役割の自覚をかん養する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関へ医師派遣を行う医療機関を対象に支援を行い、修学資金受給医師の受入体制の強化等を図る。					○	○	○	○	○
医師少数区域で一定期間（６か月以上）勤務し、国から認定された医師（認定医師）が勤務を継続できるよう経済的支援を行う。						○		○	
ウ　研修環境の充実等による若手医師の確保									
県内の医療関係団体等は、県内で臨床研修・専門研修を受ける医師の確保や、県内就業を促進するための取組、県内医療従事者への医療技術研修の提供や情報発信等を協働により推進する。県は、その協働の場として、地域医療介護総合確保基金を活用して「千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター」を設置・運営する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
臨床研修制度について、県内に医学部を設置する大学・臨床研修病院等と連携し、研修の質の担保に取り組むとともに、県に移譲された臨床研修病院の指定や定員設定の権限を活用し、臨床研修医の確保・定着につなげ、医師の確保を図る。	○	○	○	○	○		○	○	○
専門医制度の運用により、必要な診療分野の医師が県内で養成・確保されるよう、また、地域医療に支障が生ずることのないよう、県内の医療関係団体等と、地域医療対策協議会において必要な情報共有や専門研修プログラムについての確認、協議を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉大学医学部に寄附講座を設置し、地域で診療する能力につながる多彩な講義や実習を行うとともに、地域医療を担う医療機関で若手医師や医学部生を指導する医師に対し、指導力を向上させるための教育を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
県内医療機関等と連携し、限られた医療人材で幅広い疾患に対応できるよう、総合診療科の専門研修基幹施設による連携を推進するなど、総合診療医をはじめとして、地域医療に必要な幅広い疾患を包括的・協調的・継続的に診療できる能力を持った医師の養成・確保に努める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○

■二次保健医療圏別における施策の具体的展開（医師確保）

別　紙

施策の具体的展開	千	南	北	印	香	山	安	君	市
（２）医師の働き方改革の推進									
ア　就労環境の向上と復職支援									
妊娠中の医師や、性別を問わず、子育て、介護を行う医師に対して仕事と両立できる働きやすい職場づくり等、医療機関における就労環境の改善に係る取組について支援するとともに、医師にわかりやすく周知する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
分娩を取り扱う医師や、新生児医療担当医等の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医師キャリアアップ・就職支援センターにおいて、いったん離職した医師の職場復帰に向けた再就業のあっせんや復職研修の実施を通し、その復職を支援する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ　タスク・シフト／シェア等の推進と医師の時間外労働規制に関する対応									
市町村等の関係団体は協力し、医療機関の役割分担の明確化や、効率的な医療提供体制の整備が促進されるよう協議や取組を行い、病院勤務医や大規模病院に集中しがちな負担を軽減するよう努める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
県内医療機関は、チーム医療やタスク・シフト／シェアの推進に努める。県は、労働局等の関係機関とも連携しつつ、医療従事作業補助者の確保や、タスク・シフト／シェアの推進等による医師に対する負担の集中の軽減等、勤務医が健康を確保しながら働くことができる勤務環境の整備に向けた取組が進むよう、県内医療機関の取組を支援する。周産期や救急医療分野等、特に医師確保の厳しい診療科や２４時間の応需体制が求められる診療分野、又、地域において拠点的な役割を果たす医療機関等については、特にその取組を推進する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医師の時間外労働の上限規制の水準について、やむを得ず高い上限時間を適応する指定を受けた医療機関に対しては、必要に応じて勤務環境改善センター等による支援を行う。また今後、新たに適応を希望する医療機関があった場合は、円滑に指定申請ができるよう支援する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（３）上手な医療のかかり方への県民の理解促進									
市町村等と連携し、各種媒体を通じた情報発信等により、県民に対するかかりつけ医の定着に努めるとともに、適切な受療行動についての理解を促す。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
県内医療関係者と連携し、入院医療では、状態に応じて必要な機能を持った医療機関への転院、入院病棟の変更などがあることについて、県民の理解を促す。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和６年度運用される全国統一のシステムについて、その周知啓発を行い、県民が適切な最新の情報を得られるように努める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ちば救急医療ネット等を通じて、県民に対し、在宅当番医療機関や夜間等の急病診療所情報等の提供を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市町村等と連携し、救急医療体制の仕組み及び救急車や救急医療の適正利用について、普及啓発に取り組む。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
県民の不安解消による夜間・休日の不要不急の受診の減少等を目的として、県民に対し、病状の緊急性や救急医療機関の受診の要否、応急処置の方法等について、電話による医療的観点からの助言を行う救急安心電話相談事業の充実・強化を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護者等の不安の解消や等を目的として、夜間に小児患者の保護者等からの電話相談に対し、看護師や小児科医が適切な助言を行う小児救急電話相談事業の充実・強化を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
県内関係団体と連携し、保護者向け講習会の実施やガイドブックの配布などを通じて、子どもの急病や事故時の対応に関する知識について普及啓発を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（４）産科及び小児科についての医師の確保									
産科及び小児科について、本県は相対的医師少数都道府県であるため、県全体で産科医及び小児科医の確保並びに周産期医療及び小児医療の提供体制確保に取り組む必要がある。産科及び小児科については、従来から効率的な医療提供体制や二次保健医療圏を越えた連携体制の構築に取り組んできたところ。こうした観点から、産科及び小児科については、９つの二次保健医療圏が連携し、県全体として周産期及び小児医療提供体制の確保並びに産科医及び小児科医の確保に取り組むこととする。そのため、各二次保健医療圏における産科及び小児科に係る医師確保の方針及び医師の確保に関する施策については、千葉県（県全体）における方針及び施策と同一のものとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○